

# 川崎市公告第1007号

## 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年6月6日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
川崎駅前共同第一ビル  
川崎市川崎区駅前本町7番地7 その他20筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
代表取締役 窪田 博  
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
他3者
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所  
(変更前) 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 長島 巖  
(変更後) 三菱UFJ信託銀行株式会社 代表取締役 窪田 博
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社漢江商事	代表取締役 伊藤 純	横浜市中区福富町仲町4-1-3
株式会社浜佐商店	代表取締役 望月 敬晃	静岡県静岡市葵区安西3-1-1

他計6者

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
合同会社美十	代表社員 呉 政 娟	横浜市中区伊勢崎町七丁目1-5-2
株式会社 CORP8HOLDINGS	代表取締役社長 松田 篤実	東京都千代田区神田三崎町3-5-9

他計6者

- 4 変更の年月日
  - (1) 令和7年4月1日
  - (2) 令和6年6月1日 他
  
- 5 変更する理由
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の変更によるもの
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更によるもの
  
- 6 届出の年月日  
令和7年5月22日
  
- 7 届出及び添付書類の縦覧場所  
経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（本庁舎9階）
  
- 8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯  
令和7年6月6日から令和7年10月6日の午前8時30分から午後5時まで。  
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。
  
- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。
  
- 10 意見書の提出期限及び提出先  
令和7年10月6日  
川崎市経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当